

# 打合記録

K-14-7

件名	浴室系スパイラルダクトの材質変更
日時	平成6年10月28日
主旨	浴室系ダクトの長寿命化のため耐食性の高い塩ビ系材質を検討する。

番号	要件	処理
主旨	浴室よりの湿気がスパイラルダクトを通過することにより、ダクト及びビス付近が腐食する可能性があり、今までにスパイラルダクト使用によるクレーム・アフター等の発生はないが、腐食性、耐久性、気密性の向上、結露防止の為に、スパイラルダクトより塩ビ製ダクト(VP)への材質の変更を提案する。	
法令	<p>共同住宅の換気ダクトの材質に関しては、61年に建設省より緩和規定が出ています。</p> <p>「建設省東住指発第31号1-3」 共同住宅における耐火二層管と硬質塩化ビニル管(VP)との併用の特例 共同住宅の浴室等の換気管で下記の条件を満たす場合には、耐火二層管と硬質塩化ビニル管(VP)を併用することができる。</p> <p>(1)住戸は耐火構造の壁または床で区画されていること。 (2)口径125mm以下とする。 (3)外壁以外の防火区画を貫通しないこと。 (4)外壁の貫通部から内側に1m以内の距離にある部分をトミジ管とすること。 (5)外壁の換気口に防火ダンパーの設置を要しない場合には防火おおい付とすること。</p> <p>「消防局、建築診査課の見解」 横浜、川崎市消防局予防課としては特に規定はない。 横浜、川崎市建築診査課としては建設省東住指発第31号1-3に従う。</p>	

## 打合記録

K-14-7

件名	浴室系スパイラルダクトの材質変更
日時	平成8年10月28日
主旨	浴室系ダクトの長寿命化のため耐食性の高い塩ビ系材質を検討する。

番号	要件	処理
現況	<p>築後10年の検査に立ち会うと、浴室系ダクトに、接合部を中心に、腐食が、多く見られる。</p> <p>当事務所設計物件においては、スパイラルダクトの材質はステンレスと定め接合剤には、ブチルゴムテープ巻きと定めているが、契約時の施工者側とのネゴシエーション等で、鉄板ダクトに変更されるケースが多い。</p>	
結論	<p>当事務所設計物件において、スパイラルダクトより耐火二層管+硬質塩化ビニル管(VP)へと材質を変更する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>【浴室換気ダクト標準図】</p> <p>注)但し共同住宅以外は硬質塩化ビニル管(VP)の使用不可</p>	

--	--	--	--